

(仮称) 大月駅周辺地区賑わいづくり協議会規約 (案)

(名称)

第1条 本協議会は、(仮称) 大月駅周辺地区賑わいづくり協議会 (以下、「協議会」という。) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大月市第6次総合計画の基本的理念「信頼と協働のまちづくり」を目指し、大月市の中心拠点と位置づけられた「大月駅周辺地区」の賑わいあるまちづくりを実現させるため、地域住民が主体となって活力あるまちづくりを推進していくことを目的とする。

(事業等)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業等を行う。

- (1) 地域の賑わいづくりに関する調査・研究・実現のための活動等
- (2) 地域のまちづくり意識を高めるための広報・イベント活動等
- (3) その他目的達成に必要な事業

(構成員)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 大月商店街協同組合
- (2) 大月市商工会
- (3) 大月青年会議所
- (4) ○○○○
- (5) 大月市○○部○○課
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、委員の中から総会で選任する。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長及び監事は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

(任期)

第6条 役員の任期は○年とする。ただし、再任は妨げない。

(職務)

第7条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。
- 4 委員は、協議会の運営のための活動を行う。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、〇〇が処理する。

(会議)

第9条 協議会は次の会議を開催する。

(1) 総会

(2) 連絡調整会議

(3) 部会

(総会)

第10条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支予算、規約の改正、役員を選出、その他役員会が必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 総会は、議長がその必要性を認める時は、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(連絡調整会議)

第11条 連絡調整会議は、役員及び部会長をもって構成し、個別事業の連絡調整、新規事業の企画・検討等に関することを審議する。

2 連絡調整会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 連絡調整会議は、議長がその必要性を認める時は、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 連絡調整会議の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第12条 部会は、個別事業に関する審議、企画及びその事業の実施を行う。

2 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

3 部会の組織、運営その他必要な事項は、部会長が会議に諮り別に定める。

(協議結果の尊重)

第13条 協議会の構成員は、会議において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(アドバイザーの設置)

第14条 協議会の協議・検討に必要な事項について助言を得るため、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第15条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第17条 協議会に要する経費は、寄附金、補助金、助成金及びその他の収入により充てるものとする。

(解散)

第18条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、〇〇が清算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年〇月〇日から施行する。
- 2 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の賛同を得なければならない。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項については、総会、役員会、運営委員会の承認を得て定める。